

【松川キヌヨ議員】

私は、無所属の会の松川キヌヨです。

通告に従い何点かの質問をいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

男女共同参画社会について、昨日は新潟県警より警察協議会委員の中に女性が35%登用された御報告がありました。まことにありがとうございました。

本年は、行政当局の大変な御努力で男女平等推進プランが策定されました。本年度中には、男女平等推進条例も制定される予定であることは、大変感謝にたえません。

新潟県行政の中で、男女共同参画が順風満帆で進行しているにもかかわらず、ここでまた質問させていただきますことに御礼を申し上げます。

しかし、本年3月の厚生環境委員会で男女平等参画社会の推進のために相当な時間を費やしました。そのことは、男性は社会、経済活動を担い、女性は家事、育児を担って男性を支えるという意識を背景とした社会の制度や慣行では、これからの変化に対応し切れなくなってきております。

まず、率先して県議会の先生方から、いまだ性別によって男女の役割を固定的にとらえる考え方を見直していただきたいと思ひます。

家では、母ちゃんが財布を握って一番威張っている。僕はいつも家では一番小さくなっているということが男女平等になったように思われておりますが、そうではないのではないのでしょうか。

現実の生活の場においてこそ実行されなければ、男女平等の達成や女性の活動の広がりや解決されません。将来にわたって豊かで安心できる新潟県を築く上で、このような社会の制度や慣行の転換を図り、女性も男性も社会の対等な構成員として、あらゆる分野に参画し、お互いにその人権を尊重しつつ性別にとらわれることなく、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮できることが大切だと思うのです。

儒教精神の強い韓国でも、2002年までに国を挙げて男女平等推進のための施策が実行されるようになり、政策決定過程への女性の参加を促すため、昨年2月に政党法を改正してクオータ制の導入もしております。

そこで、第1の質問といたしまして、本年3月に本県の男女平等推進プラン、いわゆる女性プランが策定されましたが、2000年のニューヨーク女性会議の成果文書及び男女共同参画社会基本法の理念を受けて、平成8年3月にできましたニューにいがた女性プランをどのように整理し、何を新たに追加し、どのような施策展開をするのか、もう一度お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

しかし、ニューにいがた女性プランについては、平成11年度に推進状況の冊子もいただきました。それらを踏まえ、新女性プランが策定されたと思っておりますが、なかなか男性社会に理解されていないように思われてならないのです。

男女平等を目指す意識づくりとして、普及啓発活動の充実を図り、男女共同参画を可能とする環境づくりとして、子育て支援をしっかりと推進されてこられたことは評価に値するところが大きいと思ひますが、男性の意識改革については大変難しく、このことを一番理解されておられます知事に、もう一度しっかりお答えいただきたいと思ひます。

男女平等推進プランの策定の経緯と女性問題協議会の意見をどのように集約して、どのように反映されたのかをお伺ひいたします。

プラン策定まで何回かの女性問題協議会が開かれたと思ひますが、基本条例の制定が当然プランの中に大きくかかわってきていることや、情報収集や調査分析も計画推進に相当フォローアップしてきたように思われておりますが、それらの経緯が十分生かされてきたのでしょうか、お尋ねいたします。

また、協議会委員の皆様からは意見集約に対しての行政評価は大変高いように思ひますが、もう一度お尋ねいたします。

第3に、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が施行され、同法第2条第1項第2号において男女間格差改善のための積極的改善措置、ポジティブアクションの定義が定められているが、県庁内で職員に対する周知及び啓発がどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

一般社会において、長い間年功序列的な関係と倫理観の中から女性の進出が相当阻まれてきました。特に県庁内におきまして、まだまだ女性の割合が少ないように思ひます。

まず、県職員の採用試験の受験においては、12年度は女性が43.1%であって、採用は32.3%でありました。採用においては、男性が67.7%で全体の3分の2です。女性に力がないと言われれば仕方がないと思ひますが、その中で男性だけが能力者でない、女性もきちんと仕事ができる人がいます。公平な立

場で面接のときには御判断をいただきたいと思います。

また、同期で入った中でも、男性は育てなければならないということから、しっかり教育がなされ、ポジションも与えられています。悔しい思いをしている女性がたくさんおります。

そしてまた、出産、育児、介護と休暇はとれるようになったとはいえ、そのことにより昇格が大幅におくれているということが当たり前ということがないようなお考えをいただきたいと思います。

第4番目としまして、男女共同参画社会基本法においては、政策立案及び決定への共同参画が定められていますが、女性の幹部登用は大変低い状況であると思いますが、その原因は何かお尋ねいたします。

また、今後どのように積極的に登用されていかれるのでしょうか。

法第2条第1項第2号を先ほどお話ししましたが、県行政当局出席のもとと行われています県議会内の委員会に出席しても、そこに出席されております幹部職員及び職員の方々の中に、女性が数人しか出席されておられません。平成12年度には1.2%、出先においては6.5%となっておりますが、どこに原因があるのでしょうか。

確かに庁内の女性割合は4,247人と、全体の3分の1で大変低いかもしれませんが、先ほど申し上げましたように男性職員は育てなければならないというような風潮がまだまだ強いのではないのでしょうか。

その上、急に女性が幹部職員に登用されたところで、それは優秀な人が抜てきされたと思いますが、全体として女性幹部職員育成のための研修会をぜひやっていただきたいと思います。

そして、目標値を定め、公務員の課長以上の女性も2005年までには30%以上に、また公務員の女性割合を2005年までには50%というような採用目標値をつくっていただければいかがでしょうか。本年は、ありがたいことに女性の課長補佐を81人と昨年の倍にさせていただきましたことは、今後に大いなる期待ができます。

次に、審議会の女性登用は平成12年度では県は18.3%、市町村では14.4%の状況であります。17年度までには30%登用を目指しているが、達成できるのか、お伺いをいたします。

そしてまた、具体的施策をお聞かせいただきたいと思います。12月の県議会でも同じ質問をさせていただきました。お答えは、女性の人材、情報の充実や先例にとらわれない思い切った選考基準の見直し、学識経験者などの委員に女性を大胆に登用するとのお答えでございました。本年度に入りまして、改善されましたものがありましたらお聞かせください。

市町村の農業委員へも女性がなかなか入れません。また、教育委員会にも女性の委員が入っていないところもあります。これらの指導方針は、県として市町村に促しているのでしょうか、お聞きいたします。

第6番目、教育委員会においては女性教諭の占める割合は12年度においては、小学校では65.5%、中学校では40.9%、高校では25.9%となっているのに対して、校長、教頭に登用される割合が低いのは何が原因なのでしょうか。

また、それに対する改善施策、具体的なお考えをお聞かせいただきとうございます。

学校問題においては、大変多くの課題が生じておりますが、6月22日の長津議員の代表質問で、少人数学級においては大変よい評価のお答えでした。

にいがた学びはつらつプランには、女性教諭の得意性を生かせるところが大変多くあると思います。特に小学校では大変たくさんの女性教諭がおられますが、女性の校長、教頭への研修会を教育委員会でも率先してその場をつくっていただける機会はないのでしょうか、お尋ねいたします。

私たちは、平成8年2月に女性議員連盟をつくりました。現在、県下市町村女性議員は96人になりました。初め発足当時はわずか49名の議員でした。これまでの4年間で約2倍ですが、時代の波もあってのことかと思えます。

また、私たちは外部団体として女性議員をふやそう会を全国的に展開しており、新潟県でも立候補する女性議員のフォローアップをしてまいりました。そこで、要望させていただきたいのですが、これからの女性の立場として十分御考慮いただきたいと思えます。

政府は、職業を持つ既婚女性らからの希望を受け、パスポートや車の免許証に旧姓併記することを認める方向で検討に入ったとことが明らかになりました。

県警当局におかれましては、運転免許事務が県のかかりになっているかと思えますが、女性が結婚後も仕事を続ける場合、免許証や資格証明書に記載された姓が変わることで、仕事上の不便や金融機関からの融資を受ける際などの不利益が生じることの改善のためであり、可能な限り早期導入をお願いしたいと思います。

次に、ひきこもりについてお尋ねいたします。

一部昨日の杉田議員の質問と同質のところもあり、お答えも出た部分もありますが、質問いたします

ので、よろしく願います。

ひきこもりといいますと、柏崎市の少女誘拐・監禁事件や九州のバスジャック事件が思い起こされますが、このような事件は、ひきこもり自体が問題であり、事件の原因であるかのように理解されています。

これらは、社会参加や自立が困難な少年や若者が驚くほど大勢いて、しかもますますふえているらしいという社会認識がこうした事件をきっかけになされたことは、とても残念でした。

そして、ひきこもりが問題行動とみなされ、それが事件につながっていると考えられていることは、ひきこもりをやめさせることが解決なのだと思います。

しかし、解決されるべきは、なぜ人と人が社会と関係を結ぶことが困難なのかという原因であります。ひきこもることにより、ますます失われていく社会や人との関係性であり、それはその人自身の時間や経験なのです。

昨年11月28日に少年法が衆議院本会議で成立、本年4月より施行されましたが、これら少年の重大事件や凶悪化に危機感を募らせた大人たちが法律を厳罰化することにより、少年犯罪への警告とし、少年たちの発するエネルギーを、その背景にある家族や社会の問題を置き去りにしたまま、より大きな力を持って封じ込めようとするものだと思うのです。

私は、最近2つの高校の運動会をPTAとして、また後援会役員の関係で見に行きました。自分たちの思いのたけを表現した応援合戦、ユニークな衣装とメイキャップ、茶髪やインディアンのヘアスタイル、グラウンドをはだしのままのダンス、参加している生徒たちは一人ずつ輝いておりました。

しかし、これらをやめることは先生方や保護者や関係者の御理解があつてのことと思うのです。これらのことは、子供たちを個別に監視する視線や彼らを締め上げるものでは決してないのです。

ここでひきこもりというと、不登校の子供のことなのかと思いがちですが、その6割が21歳以上の大人であることが青少年健康センターの全国調査で判明しました。

そしてまた、ひきこもりの子供、大人の被害者が母親であるということもまた見過ごせません。

ひきこもりの場合、本人や家族をだれがサポートしてくれるのでしょうか。教育相談所や児童相談所に相談に行ける人たちはよいのですが、20歳を過ぎた子供が働こうとせず、家にいる場合についてもあわせてお尋ねします。

まず第1の質問としまして、現在、県内のひきこもりの実態はどうなっているのでしょうか。また、相談件数はどうなっておりますか、お尋ねします。

県内では、メンタルフレンド、マザーズフレンドの方々が電話などでボランティアをして、民間カウンセラーがひきこもりの受け皿となっておられるのがとても大きい効果となっております。そこで、こうした社会との関係を結ぶことが困難で就学や就業せず、家庭にいる若者たちがふえているということへの社会の関心が高まりつつある現状をどうとらえておられるのでしょうか。

厚生労働省では、明確な精神疾患ではなく、病気と呼んでよいかかわからないが、ひきこもりを続けている状態を社会的ひきこもりとしているが、これらの方々は小・中・高校での不登校とのかかわりが深いと言われているが、どのように承知されていますか、お尋ねいたします。

そして、この人たちの5人に1人が暴力を振るっていることは何と悲しいことなのでしょうか。

第3に、これらひきこもり状態の人の年齢は21歳から25歳が20.8%と最も多く、30歳以下を中心に21歳以上の大人が全体の57.8%と約6割であり、その中で高校までに不登校を経験した人たちが40.7%であることが判明しております。

ひきこもりに対処する職員が不足し、支援のための知識や技術も十分でないとお聞きしておりますが、ひきこもりに対する県の援助方針、ガイドラインはできてきているのでしょうか。

ひきこもる大人が社会復帰するための中間的受け入れ施設をつくることも、予備軍となる不登校の段階での対応が重要だと思っております。また、暴力などへの緊急時の対応、本人の居場所確保などもお聞かせください。

一部、杉田議員の質問のときと同じ答えが出るかと思いますが、あえてお聞きします。

大きい質問項目の3番目といたしまして、学校給食についてお尋ねいたします。

新潟市における中学校の学校給食が黒埼町との合併により進んだことは、仕事を持つ母親の中からも感謝されております。

また、女性議員連盟からの方々からぜひ子供たちの健康のために米食を取り戻そうという意見が多く出てきました。そこで、私たちは米どころ新潟です。新潟の売りはやはりおいしい米です。

さて、学校給食に米飯が導入されたのは昭和51年、そのきっかけは、大豊作で米が余ったので、給食に出したのが初めだそうです。日本人なので、日本型の食事が一番体によいのではないのでしょうか。なぜならば、地元でとれた野菜もどんどん使用され、消費拡大にもつながると思うからです。

現在、給食に地場産コシヒカリを使用している市町村は39あり、週5回完全米飯給食を実施しているところは高柳町、湯沢町、小国町、小出町、赤泊村の5町村です。

また、週5回完全実施の学校では71%が地場産の食材を使用しております。もし、新潟県下の小・中学校の児童生徒、12年度末で、21万3,000人ですが、週5回の完全米飯給食を実施した場合、年間の米の使用は3,900トンから4,000トンであり、週2～3の場合はその半分であると県は試算されておりますが、農家の皆さんにも大変すばらしい朗報ではないでしょうか。

その上、子供たちが米大好き新潟県人となったら、その未来と米中心文化が広がり、健康のためにも野菜大好き子供たちも生まれ、全国的に新潟県は肥満度が高いという問題も解決されるのではないのでしょうか。

そこで、県では平成13年度から全県的に地産地消の運動を推進することと聞いておりますが、学校給食における県産米や野菜などの地場産農産物の供給拡大をどう進めるのか、お尋ねします。

昨年6月の一般質問で、米パン普及をお聞きしましたが、中越・下越地区に拡大が図られ、栃木県、大阪府からの引き合いも多く、一般市場でも拡大普及がされております。

第2の質問として、先ほど申し上げましたように、日本食は健康にも大変よく、学校給食に新潟県ならばこそ地場産の米や野菜などを使うべきと考えていますが、特に米を主とした学校給食を週5回実施するとともに、地場産の野菜などの使用を促進すべきと思いますが、農林水産部長としてエキスパートであられ、地産地消に御努力されておられました板屋越教育長は、そのことは痛いほどおわかりでいらっしゃると思います。女性議員の会から多くの意見が出ております。米拡大にもつながり、新潟県としてはよいことづくめになります。すばらしいお答えを期待しております。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございました。

【平山征夫知事】

松川議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、このたびの男女平等推進プランの策定に当たりまして、新たに追加した事柄や今後の施策展開についてでございますけれども、基本目標の第1には、前プランと同じように、男女平等の意識づくりを掲げておりますけれども、これは性別による固定的な役割分担意識が依然として根強いことなどに配慮したものでございまして、今回新たに基本目標といたしました「男女平等を育む教育環境づくり」とあわせて、一層の普及啓発活動を推進することとしたところでございます。

このほかに新たな基本目標といたしましては、女性に対する暴力などに対応するため、「女性の人権が擁護される社会づくり」と、働く女性が多い本県の実情に配慮いたしまして、「男女平等が確保される労働環境づくり」、この2つを掲げまして、施策展開を進めることとしておる次第でございます。

次に、職員に対する周知及び啓発についてであります。自治研修所で実施します新任課長補佐、次長研修におきまして、男女共同参画社会の理解の講義を行っておりまして、さらに庁内の女性政策担当係長会議におきまして、外部講師によります啓発のための講演を実施しております。また、新プラン策定を機にその内容とあわせて、さらに機会をとらえて男女共同参画社会実現のための積極的改善措置の意義等についての周知啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、女性職員の幹部登用についてでございますが、そもそも幹部職員の多くを占める上級職採用者の中で40代後半以上の女性職員が極めて少ないということがございます。それに加えて、事務職ではこれまで人事配置が企画やあるいは政策立案部門よりも、どうしても庶務等の内部事務への配置が多いという傾向にあったことなどから、なかなか女性の登用が進んでいなかったというふうに考えております。

今後の幹部職員の登用につきましては、男女を問わず適材適所を基本といたしまして、本人の適性や希望に合わせ、多様な職務経験や研修等を通じて育成を図りながら、これまで以上に女性職員の積極的な登用に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、審議会等への女性の登用の推進でございますけれども、本年度新たに設置されました警察署協議会の女性委員の割合が35%となりましたことなどから、本年6月1日現在で女性委員の審議会等における割合は22.6%となり、前年同月に比べ5.1ポイントの急上昇を見ているところでございまして、さらなる向上を図ることにはかなりの努力が必要でありますけれども、この1年間でかなり上昇しております。

今後、さらに引き上げるために、委員選任規定の見直しとか、登用計画の策定などを定めました女性

登用推進要綱をこの6月に定め、御指摘のございましたような対応策を含め、年度ごとの進行管理を行うことによりまして、着実に目標の30%の達成を目指してまいりたいというふうに考えております。

また、市町村における審議会等への女性の登用の推進につきましても、御指摘のように十分とは言いがたいところがございますので、理解を得るように努めてまいりたいと思います。

次に、ひきこもりについてお答えしたいと思います。

ひきこもりが、大変深刻な問題として社会の一つの話題あるいは課題として提供されております。これに対する対応についてでございますが、県といたしましては、まず家族を支援するという方針のもとで、これまで保健所、精神保健福祉センターにおきまして、精神科医師及び精神保健福祉相談員によります精神保健福祉相談を実施しておりますほか、児童相談所において不登校相談に対する助言指導を行っております。今年度新たに精神保健福祉センターにおきまして、ひきこもり家族教室を開催いたしまして、ひきこもりについての知識の習得や家族同士の話し合い等を行うなど、孤立しがちな家族への支援に努めているところでございます。

また、本人に対しましては、精神保健福祉相談員や大学生によります、御指摘のございましたメンタルフレンドの訪問などを行っているところでございます。

なお、ガイドラインといたしましては、厚生労働省が策定いたしました社会的ひきこもり対応ガイドラインの暫定版を基本といたしまして、個々のケースに応じまして、県教育委員会が設置いたしました青少年相談支援班とも連携しながら、適切に対応していくこととしている次第でございます。

次に、学校給食についてお答えしたいと思います。

学校給食への地場産農産物の供給についてでございますが、学校給食を通じまして、児童生徒に安全・新鮮な地場産の農産物を提供するという事は、地域の食と農への理解の促進を初めとし、消費の拡大にもつながりますし、農産物の安定した販路の確保につながる等々プラスが幾つもあるわけでありまして、県といたしましては、地場で生産したものをその地域で消費する、いわゆる地産地消の重要な柱として学校給食での利用を位置づけておりまして、推進することとしている次第であります。

推進に当たりましては、県内15地区におきまして学校ごとに地場産の農産物を使った特色のある給食メニューや供給品目・数量等について、市町村、学校、農協等が話し合いを進めまして、供給計画づくりや生産体制の整備を行うなどの取り組みを支援することとしておりまして、これらの先導的な取り組みをもとに全県的な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

地産地消、学校給食への地元の農産物のこうした利用につきましては、安定的な供給とか価格の問題等、幾つか指摘されているところでございますけれども、こうした課題を克服しながら全県的な推進を図ってまいりたいと考えておりますし、学校給食現場における状況等につきましては、事情をよく御承知の教育長の方から答弁させていただくことで、私の答弁終わりたいと思います。

以上であります。

【中原義行環境生活部長】

男女平等推進プランの策定経緯についてであります。平成11年度から新女性プラン策定に向けて有識者で構成します女性問題協議会で基本的な考え方について協議を行い、これらをもとに素案を策定いたしました。平成12年度は、この素案について県民からの意見募集、意見交換会を行い、寄せられた1,000件以上の御意見をも踏まえ、さらに女性問題協議会で協議を重ね策定したものであります。

女性問題協議会における意見につきましては、プランの基本にかかわるものを初め、広く全般にわたっておりますが、プランにその大部分を反映することができたと考えております。

以上です。

【笹川勝雄福祉保健部長】

県内のひきこもりについてであります。ひきこもりの実態を示す統計はありませんけれども、本年5月に公表された厚生労働省の社会的ひきこもりに関する相談状況調査では、県内の1年間の相談件数は保健所で67件、精神保健福祉センターで50件でございます。

次に、社会的引きこもりと不登校とのかかわりについてであります。ひきこもりは現在のところ統

一された定義がなく、また今ほど申し上げましたように実態を示す統計もございませんが、昨年旧厚生省がひきこもりを「6カ月以上自宅にひきこもって社会参加しない状態が持続しており、分裂病などの精神病ではないと考えられるもの」と定義して、全国の相談状況を調査しており、本年5月に公表されたその結果によりますと、相談のあったケースのうち小・中・高校での不登校経験がある者は40.7%となっており、両者はかかわりがあると推測されます。

【板屋越麟一教育長】

2点についてお答えいたします。

まず、女性の管理職についてであります。5年前と比べ平成13年度は義務教育諸学校で90人から149人、高校では2人から6人に増加しておりますが、全体に占める割合は依然として低い状況にあります。

その主な原因は、男性教員に比べ教務主任や研究主任として学校運営に参画する機会が少なかったことに加え、育児など家庭生活での負担が大きく、しかも管理職になると単身赴任を余儀なくされることから、管理職を目指す人が少なかったことなどにあるものと考えております。

しかし、近年では各学校で女性教員の割合が増加しており、学校運営のリーダーとしての女性管理職に対する期待が増大していること、男女平等意識の高揚とともに社会における活躍の場を求める女性教員が増加する傾向にあることなどから、今後は管理職としての資質を有した意欲的な女性教員を発掘して、積極的に管理職に登用してまいりたいと考えております。

次に、学校給食における米飯給食の週5日実施と、地場産農産物の使用促進についてであります。米飯給食週5日の実施には、米飯以外にパンやめん類を食べたいという児童生徒・保護者の意向、給食費の増加などの課題を考慮の上、実施主体である市町村が判断することではあります。正しい食生活の形成や日本型食生活の理解を進める上で重要でありますので、米飯及び米粉を利用した加工食品の使用を含め、栄養バランスのとれた給食が実施されるよう指導に努めてまいります。

また、地場産の野菜や果物については安全・新鮮であり、児童生徒が郷土食や伝統食を通して地域の食文化に触れたり、食糧の生産・消費の理解を深めるなど、教育的意義は高いと考えておりますので、農林水産部が進める地産地消推進運動を通して、市町村や学校に働きかけてまいりたいと考えております。

【松川キヌヨ議員】

さすがエキスパートの板屋越さんで、いい御返答が生まれて、今後、県行政においても推進されますようにとても期待をいたしております。

それで、ちょっと一言お話しします。平成12年度、米の消費が0.1%拡大されました。その最も大きい原因といたしましては、やっぱり米大好き人間です。米飯給食で育った子供が大変多いということから、外食産業でもおにぎりが大変売れたというようなことが消費拡大にもつながったようでございます。

そのようなことから、ぜひとも要望としまして週5日、米飯給食を入れていただきたい。米飯といっても米ヌードル、米パンというのもありますので、米で拡大していただいて米大好き人間ができたならば、それが広がる。おうちでパンを食べてもらえばいいのです。小麦粉でつくったパンを食べてもらえばいいかと思っておりますので、ぜひお願いしたい。

それともう一つ、要望いたしておきます。

それは、女性幹部の登用、それと教員の校長、教頭の登用に対して研修会をぜひとも開いていただきたい。男女差別だと申されるかもわかりませんが、私たちにひとつ光を与えていただきたいと思っておりますので、ぜひともよろしく申し上げます。

要望させていただきます。ありがとうございました。